第8回新技術等効果評価委員会 議事要旨

1 日時

令和5年12月8日(水) 10:00~12:20

2 場所

WEB会議による開催(中央合同庁舎第8号館共用C会議室を含む。)

3 出席者

【委員】

安念委員長、石井委員、大橋委員、尾形委員、小黒委員(案件1のみ)、落合委員、鬼頭委員、佐古 委員、杉山委員、中室委員、林委員、板東委員、程委員、増島委員

【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 坂本次長、岡田企画官 内閣府 大臣官房企画調整課 小川課長

【出席者】

案件1.

Carstay 株式会社 宮下氏、古閑氏

国土交通省 物流・自動車局旅客課 森課長、中山専門官

国土交通省 総合政策局政策課 嶋川政策企画官

案件2.

株式会社 New Innovations 山田氏、官澤氏

経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 富原室長、畠係長

経済産業省 製造産業局産業機械課 國府田課長補佐

厚生労働省 健康・生活衛生局 鳥井審議官

4 議題

- ・ 委員長の互選
- ・ 新技術等実証計画の認定申請書について(1件)
- ・ 新技術等実証終了後のフォローアップ (1件)
- ・ その他(事務連絡等)

5 議事経過

【委員長の互選について】

事務局から、新技術等効果評価委員会の開催に対する挨拶が行われた後、委員の互選により安 念委員が委員長に選出された。

【案件1について】

- (1) 案件1に関して、申請者である Carstay 株式会社から申請内容の説明があり、その後、国土交通省から、主務大臣の見解として認定の見込みである旨の説明があった。
- (2) 主な質疑応答は以下のとおり。
- 謝礼の任意性や実績金額の提示について、実際にサービス画面上の表示はどのようになっているのか。また、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様態について」(平成30年3月30日国自旅第338号)(以下、「国自旅第338号」という。)における「謝礼の誘因文言」の範囲について、どこからが「誘因」に当たるのか。【石井委員】
- 謝礼を支払うという選択肢を示すこと自体は誘因には当たらないと判断されたということか。【落合委員】
 - ・ 謝礼金額の目安を参考情報として公開しつつ、自発性が担保できる範囲内での実績の記載を 考えているところ。謝礼の受け取りに際して、手数料を取ることは考えておらず、サービス画 面上はシンプルに、「運転手と同乗者との間で謝礼のやり取りはしてください」といった表記に 留め、システム上の決済等は現在考えていない。【申請者】
 - ・ 例えば、「自発的な謝礼を払ってください」という言い方自体が恐らく一種の謝礼の誘因だと 考える。運転手と同乗者とのマッチングに至る過程でアプリにおいて謝礼の金額を入力しない と画面が遷移しないのであれば、謝礼がほぼ強制されている形になる。アプリの中で「この画 面はスキップしてよい」とされていれば、他の事情にもよるが一般的には自発性があると言え ると考える。【国土交通省】
- ビジネスの組み合わせについて、国自旅第 338 号はあくまで運送についてのものであり、キャンピングカーの宿泊や移動後のバーベキューなどのサービス提供とは切り離されたものと考えてよいか。そうであるならば、そうしたサービスを一体的に提供する場合、一部は無償であっても一部で料金を取れば運送の方のコストを賄うことは十分に可能だと思うが、ある意味で有償の運送を認めている部分もあるのではないか。【小黒委員】
 - ・ サービスを一体的に提供する場合、サービス料の中に運送の対価が含まれているのではないかという点について、個別の事情によるが一般的には、運送対価の部分がいくらであるかを事実上判断できない。運送に特定した反対給付を収受している場合には有償運送に当たるが、サービス料の内訳が不明であって、運送に特定した反対給付部分について判断できない場合には、サービス提供者が、運送に特定した反対給付を収受していないことを明確にする必要があると考える。【国土交通省】
 - ・ 結局はサービスの内訳を切り分けられないと思う。同様の議論は昔から、例えば旅館業法に もある。【安念委員長】
- 運転手のモチベーションは何か。ビジネス的に個人の収入を確保するために運転する方は念頭 に置いていないのか。【増島委員・板東委員】
 - ・ オーナー側が色々な車の乗り比べをされていてキャンピングカーの運転に慣れているケースがあるので、色々な車を運転する過程で他の人も一緒に連れていきたいという声は一定程度あった。特にフェスイベントのようなものも最近は活発化しており、実態としてサービス提供側でユーザー同士の相乗りは発生している。ビジネス収入ではなく、謝礼をしたいという要望が多いためそれに応えるサービスの実証である。【申請者】

- 謝礼の支払いを行うタイミングが車に乗った時点か降りた時点かによって、差が出るのでは。 なお、実績を見せる際に、「平均で10%が払っています」なのか「○割の人は○%払っています」 のような謝礼額の目安をどのように見せるかについてもアンケート調査に含めればより興味深 いものになると思う。【大橋委員】
 - ・ 謝礼の支払いのタイミングは、基本的には、旅行が終了して実費がどれくらいかかっている かがわかる、キャンピングカーを返却する時点を想定している。【申請者】
- 行きと帰りは別々の方が運転する可能性はあるのか。また、事故があった場合に保険はどのようにカバーし、保険料は実費に反映させることが考えられているのか。実費についてはプラットフォーム上で精算してもらった方が透明性は上がり、利用者の納得にもつながるのではないか。【佐古委員】
- 安心して利用できるように、運転者の技能などの確認はあるのか。【板東委員】
 - ・ 実費の精算や任意の謝礼の支払いを将来的にはシステムに組み込んだ方が透明性は上がる点についてはご指摘のとおりだと思う。今回の実証では間に合わない。また、例えば行きのみ運転するケースも多々あると思う。電車で帰れる距離でもキャンピングカーで旅自体を楽しみたい方が多い。事故が起きた場合は、当社がプラットフォーマー側として保険会社と保険の契約を締結しており、実費も利用者が負担。今回は運転に慣れている方が基本的に運転すると思うので、通常よりは事故率は減ると思うが、そのような場合にどうするかは今後決めていきたい。安心して利用いただくために、運転手と同行者から必ず本人確認書類を提出してもらうとともに、弊社のサービスを初めて利用される方には追加で個別の確認をすることを想定。将来的には評価制度も入れることで、安心して活用できるサービスを考えている。【申請者】
- この実証内容におけるリスクについてどのように考えているか。実証時にはリスクのリストを あらかじめ用意するのか。【尾形委員】
 - ・ 交通事故もあるが、車の中で故障が起きたりキャンプ中に怪我を負ったりするなど個別の問題はあると思う。基本的には、事前に予防措置を取りながら、何かあれば保険でカバーできる仕組みを考えている。どのようなリスクがあるかを評価するためにもまずは実証をさせていただきたい。仮説検証なので、今想定しているもの以外にも改めて検証項目を考えたい。【申請者】
- (3)申請者、国土交通省の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

【案件2について】

- (1) 案件2に関して、株式会社 New Innovations による「ロボットを用いた無人カフェの営業の実証(AI ロボット×無人化×飲食業)」のフォローアップが実施された。実証実施者から、資料を用いて、実証結果や今後に向けた制度面に関する提案等の発言があった。
- (2) 主な質疑応答は以下のとおり。
- 現在運営されている 10 か所では、サンドボックス実証時と同様の清掃等が行われているのか、 それとも異なる運用なのか。【佐古委員、大橋委員、石井委員】
 - 現在、サンドボックス実証時と異なり、牛乳を使用せずに「ブラックコーヒー」のみの販売

で、自動販売機の営業許可を取得して運用している。衛生面のみならず味を保つ観点からも原則1日1回以上は人の手を入れて清掃している。実証時には半数以上が牛乳を使ったメニューを注文。【実施者】

- 規制の特例措置のデザインについてどのようなものを考えているか。【増島委員・落合委員】
 - ・ こちらから提案している内容は、特例によって自治体ごとの許可という形にしないこと。食 品衛生法施行令上で営業許可が必要とされている飲食店営業から、新事業特例制度に基づく特 例の適用を受けて認定された営業については除外し、自治体に対しては届出という形にしたい と考えている。特例に基づきデータを集めた上で、自治体でも許可判断ができるような基準を 導き出していただきたい。【実施者】
 - ・ 条例改正あるいは運用で対応できる部分もあると思う。自治体の意向と今回の結果も踏まえながら、具体的にどのように進めていくことが適切かを検討させていただきたい。条例改正が難しいようであれば、参酌基準の改正やその他の法的手段も含め考えたい。今回の結果はその一定期間の営業した結果でしかないので、直ちに一定の結論が出るものではない。乳に対する健康被害は毎回出るものではないが 10 年、20 年の単位でいくと入院するようなケースも出てきたりする。タイムスパンで考えるのは難しいが、何を合理的な規制とするかによると思う。

【厚生労働省】

- 実証時に、注文してからサーブするまでの時間は大体最短で何分であったか。【大橋委員】
 - ・ 最短の提供時間は、メニューによるが大体1分~1分半。【実施者】
- 衛生面のリスク以外に、いたずらなどの行為を受けるというリスクが考えられるが、この場合に遠隔での監視により迅速に対応することは可能か。カップの蓋など、持ち出せるものを雑に扱う人もいるのではないか。【石井委員】
 - ・ コンビニや自動販売機と基本的には同じ考え方である。例えば、20か所ある商品の提供口の一部に異物が混入されたとセンサーが判定した場合、自動的にその提供口は使用されなくなる。 蹴り飛ばしている人がいればカメラで把握可。異物についてはセンサーで判定し、温度が上がった際には目視よりもデータセンシングの方が衛生面の判定をしやすいので、人の目よりも安全性の高い状態は担保できていると思う。持ち出し可能なものについては、ロックをかけることも可能ではあるが、実害としては観測されていない。問題があれば追加対策は可能。【実施者】
- 乳に関して、今後に向けて知見は得られたか。【板東委員】
 - ・ 牛乳を用いた商品を提供するプロセスについては人と無人販売機は同等レベルで提供可能。 衛生の担保の点については人よりも無人販売機の方が高いレベルで実施できたと認識。【実施者】
- ビジネスの観点でこれまでと今後をどのように考えるか。【程委員】
 - ・ 技術的障壁はほぼ解決したと認識している。他方、扱える商品をどのように増やすかなど、 直近の課題を解決する必要あり。ビジネスのスピード感という点で、特例についてここからま た時間がかかることを懸念しているが、協力のうえ、前向きに検討いただきたい。【実施者】
- 市場を変えることは検討しているか。【鬼頭委員】
 - ・ 海外からも問い合わせは多く、規制緩和の余地があるので事業展開してくれないかという話 もある。可能であれば日本で事業展開したいが、海外とのビジネス上の話は並行して検討して いる。【実施者】
- (3) 実証実施者、経済産業省及び厚生労働省の退席後、委員会として、本案件について、今後も、必

要に応じ主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していく旨の意見を決定した。 (以上)